



## 米国で組成したLLPの任意組合等該当性

### ～ LLP所得の所得区分・非永住者該当性 ～

今回は、リミテッド・ライアビリティー・パートナーシップ（LLP）に関する最新の非公開裁決をご紹介します。（令和5年3月1日非公開裁決・一部取消し・TAINSコード：F0-1-1587）

∞

∞

∞

∞

#### <事案の概要>

本件は、法律事務所を営む請求人が、米国において組成したリミテッド・ライアビリティー・パートナーシップ（本件LLP）の事業活動（法律サービスの提供等）から生じた所得を含めずに確定申告したところ、原処分庁が、本件LLPは任意組合等に該当し、パス・スルー課税（構成員課税）が適用されるとして、その事業活動から生じた所得（LLP所得）を事業所得とする更正処分等を行ったのに対し、請求人が、本件LLPは外国法人に該当するから事業所得には該当せず、配当所得に該当するとして、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

#### <国税不服審判所の判断>

審判所は、本件LLPは、所得税法2条1項7号等に規定する外国法人に該当し、その利益は配当所得ではなく雑所得に該当する。そして、その所得は、非永住者以外の居住者として得た所得として、その全てが所得税等の課税対象となると判断しました。

#### 1 「非永住者」該当性

請求人は、本件各年分（平成27年分ないし30年分）の全期間において、所得税法上の非永住者である旨主張する。しかしながら、請求人は、平成25年1月23日以降、国内に住所を有する居住者であり、平成27年12月8日時点で、過去10年以内において日本国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年を超えているから、同日以降、非永住者には該当せず、同日から平成30年12月31日まで非永住者以外の居住者に該当する。

#### 2 本件LLPは「任意組合」か「外国法人」か

本件LLPの設立根拠法令である州PS法等の定めに鑑みると、本件LLPは、自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が本件LLPに帰属するものということができるから、権利義務の帰属主体であると認められる。そうすると、本件LLPは、我が国の租税法上の法人に該当し、所得税法2条1項7号等に規定する外国法人に該当するものというべきである。したがって、本件LLPは任意組合等に該当しない。

#### 3 「LLP所得」の所得区分

請求人が得た利益は、LLP契約の定めに基づき、本件LLPの純利益を資本割合に応じて請求人の分離資本勘定に組み入れることによって生じたものであるが、本件LLPと各パートナーとの間において、LLP契約に定める分配は省略されていたのであるから、当該利益は配当所得には該当せず、雑所得に該当する。当該所得は、本件LLPの各事業年度の末日である各年の12月31日をもって確定することとなり、本件各年分においては、非永住者以外の居住者として得た所得となる。したがって、その全てが所得税等の課税対象となる。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判60頁）が必要な方は、送料・実費とも2,500円（税抜）で頒布しますので、下記宛ご一報ください。